

弘田委員長 ただいまから、議会運営委員会を開く。
本日は、意見書案の協議結果及び閉会日の議事手続等について御協議願うため、お集まりいただいた。
それでは、お手元の協議事項の順に進めてまいりたいので、御協力願う。

1. 意見書案の協議結果について

弘田委員長 まず、意見書案の協議結果についてである。
1 ページの資料 1、意見書案協議結果一覧表を御覧いただきたい。
意見書案は、1 番、3 番及び 6 番から 8 番が原案のとおりで、以上 5 件がいずれも全会一致で意見書議案として提出される。
また、意見の一致に至らなかった意見書案のうち、2 番及び 4 番が、会派から意見書議案として提出される。

2. 議事手続について

(1) 委員会に付託してあった議案及び請願

弘田委員長 次に、議事手続についてである。
まず、2 ページの資料 2、委員会に付託してあった知事提出議案 13 件及び請願 1 件についての委員会審査結果一覧表を御覧いただきたい。
採決は、この一覧表に記載の順序により行いたいので、御了承願う。

(了 承)

弘田委員長 なお、請第 2 号「妊産婦医療費助成制度の創設を求める請願について」の請願は、取下げ願いが議長に提出され、直ちに所管の危機管理文化厚生委員会に送付したとのことであるので、御了承願う。

(了 承)

ア 委員長報告に対する質疑

弘田委員長 次に、委員長報告に対する質疑についてであるが、慣例のとおり省略することで、いかがか。

(異議なし)

弘田委員長 それでは、さよう決する。

イ 討論

弘田委員長 次に、討論についても省略し、採決することで御異議ないか。

(異議なし)

弘田委員長 それでは、さよう決する。

(2) 意見書議案

弘田委員長 次に、3 ページの資料 3、意見書議案についてである。

R2. 10. 15 議会運営委員会

3ページの議発第1号「軽油引取税の免税措置の堅持を求める意見書議案」から13ページの議発第5号「防災・減災、国土強靱化対策の継続的かつ着実な実施を求める意見書議案」までの計5件については、全会一致で提出されるものであるので、提出者の説明、質疑、委員会への付託、討論の全てを省略し、直ちに一括採決することで、御異議ないか。

(異議なし)

弘田委員長

それでは、さよう決する。

次に、16ページの議発第6号「地方自治体のデジタル化の着実な推進を求める意見書議案」についての議事手続は、いかがでしょうか。

米田委員

日本共産党は、討論を行う。

弘田委員長

討論を行うとのことであるので、発言時間は10分以内とし、提出者の説明、質疑、委員会への付託は省略することで、御異議ないか。

(異議なし)

弘田委員長

それでは、さよう決する。

次に、19ページの議発第7号「消費税減税を求める意見書議案」についての議事手続は、いかがでしょうか。

米田委員

日本共産党は、討論を行う。

弘田委員長

討論を行うとのことであるので、発言時間は10分以内とし、提出者の説明、質疑、委員会への付託は省略することで、御異議ないか。

(異議なし)

弘田委員長

それでは、さよう決する。

以上、ここまでの議事手続についてである。

ここで、本日の議事日程表をお手元にお配りする。

(事務局、議事日程表を配付)

弘田委員長

それでは、事務局に説明させる。

(吉岡議事課長、説明)

弘田委員長

この順序で議事運営が行われるので、御了承願う。

3. 12月定例会の開催時期について

弘田委員長

次に、21ページの資料4、12月定例会の開催時期についてである。
事務執行上のめどとして、正副委員長案をお示ししてある。

12月定例会の開催時期については、この案をめどとし、なお、その決定は、従来どおり招集告示後に開催する議運でお諮りするというところで、いかがか。

(異議なし)

弘田委員長 それでは、さよう決する。

4. 継続審査調査の申し出について

弘田委員長 次に、22ページの資料5、継続審査調査の申し出についてである。
閉会中の継続審査・調査を行うため、お手元の案のとおり申し出ること、御異議ないか。

(異議なし)

弘田委員長 それでは、さよう決する。

5. 虚礼廃止の広報について

弘田委員長 次に、23ページの資料6、虚礼廃止の広報についてである。
公職選挙法により、当該選挙区内への年賀状等の挨拶状は制限されている。
これについて、明年も今年と同様に県民に周知するため、23ページの文案により、県政だより「さんSUN高知」に掲載依頼を行いたいので、御了承願う。
また、12月に発行される予定の「こうち県議会だより」にも、年末年始の御挨拶として掲載することも、併せて御了承願う。

(了 承)

6. その他

(1) 旧喫煙室について

弘田委員長 最後に、その他についてである。
まず、24ページの資料7、旧喫煙室についてである。
事務局、説明を願う。

榎谷総務課長 24ページの資料7、旧喫煙室の使用案である。
議事堂内に3か所あった旧喫煙室については、4月以降建物内禁煙となったので、その後こまめに換気を行い、また部屋のクリーニングを実施した。その結果、臭いもほとんどなくなったので、新たな用途として、いずれも喫煙室にする前の用途に戻したいと考えている。

まず、1階の旧喫煙室である。応接室と案を示しているが、以前の用途であった応接室に戻したいと考えている。なお、いずれかの会派専用ではなく、フリーの応接室とし、また応接セットではなく、会議机を置いて使用したいと考えている。

次に、2階の旧喫煙室である。通路（締切り）と案を示しているが、これも以前の用途であった通路に戻したいと考えている。ただし、実際に通路として使用すると、人の出入りが受付から見えないことから、現状のとおり扉は締切りにしたいと考えている。なお、扉を開けた際の通行に支障のない範囲で、議会の防災用品の保管場所として活用したいと考えている。

R2. 10. 15 議会運営委員会

次のページ、25 ページである。3 階の傍聴席の入口付近にある旧喫煙室である。委員会の開催時に、この付近が執行部で混み合う状況があるので、以前の用途であるロビーに戻し、椅子を置いて待合のスペースにしたいと考えている。
説明は以上である。

弘田委員長

何か質問はないか。

坂本委員

1 階の応接室は、会議机を置くということであるが、会議机だけで椅子はなしか。

樫谷総務課長

あまりスペースが広くないので、机と椅子を4脚くらい置く予定である。

弘田委員長

よろしいか。

坂本委員

はい。

弘田委員長

2 階の通路、防災用品を置くということだから、その表示をしておいたほうがみんなが分かると思うので、ぜひその対応をしてもらいたいと思う。
ほかに、何か質問はないか。

(な し)

弘田委員長

それでは、事務局の報告のとおりで、御了承願う。

(了 承)

(2) その他

弘田委員長

ほかに、その他で何かないか。

(な し)

弘田委員長

それでは、協議事項は以上である。
本日の本会議の開会時刻は、午前10時でよろしいか。

(異議なし)

弘田委員長

それでは、本会議の開会時刻は、午前10時をめどとする。
以上で、本日の議会運営委員会を終わる。